「第３期大阪市地域福祉基本計画」概要版（読み上げ用）

★　ここから表紙の内容です。

第３期大阪市地域福祉基本計画（概要版）

2024（令和６）年度～2026（令和８）年度

ふだんの　くらしを　しあわせに

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

この冊子の墨字版の各ページの角には、音声コード（Uni-Voice）がついています。スマートフォンに専用アプリをインストールしてこの音声コードを読み取ると、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。（音声のみの表現が難しい、表などのページにはコードが無い場合もあります。）

★　ここから１ページの内容です。

ローマ数字の１　計画の考え方

１　計画策定の背景と趣旨

大阪市では、「市政改革プラン」に基づく、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた「区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）」（以下「区地域福祉計画等」という。）が策定され、特色ある地域福祉の取組が進められてきました。

社会経済状況の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくために、各区の取組をさらに強力に支援するとともに、権利擁護の取組や福祉人材の育成・確保など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分について、市域全体で取り組んでいくための計画として、2018（平成30）年３月から「大阪市地域福祉基本計画」を策定してきました。

コロナ禍で顕在化した生活困窮や孤独・孤立の問題により、人と人とが気にかけあう関係性や、人と社会とのつながりの大切さが再認識され、大雨などの災害時に備えた防災と福祉の連携も重要性を増しています。今回策定する第３期「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）においては、人生のさまざまな困難に直面した時にも、人と人とがつながり合い、支え合い、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。

２　計画の位置づけ

（１）　地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である「区地域福祉計画等」を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画を形成するものです。

生活困窮者の自立を支援する取組を記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

（２）　分野別計画・関連計画等との関係

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、人権尊重を基調とし、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

（３）　社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手となる団体として規定されています。

大阪市社会福祉協議会では、多様な民間活動の実施主体が協働して取り組んでいくための目標等を示す「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定しており、本計画とは、相互に理念や方向性を共有しています。

★　ここから２ページの内容です。

（イメージ図）地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係を掲載しています。

３　計画期間

2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの３か年とします。

４　圏域の考え方

本計画は、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域（概ね小学校区）」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

５　計画の推進・評価の体制

本計画の推進・評価は、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「ピーディーシーエーサイクル」を活用し、効果的に取組を進めます。

「実施（Do）」については、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の意見、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」の意見をそれぞれ聴きながら、計画推進状況の評価や、評価にもとづく改善方策の検討を行います。

★　ここから３ページの内容です。

ローマ数字の２　地域福祉を取り巻く現状

少子高齢化はさらに進み、単独世帯が増加

（グラフ）大阪市の高齢者人口・年少人口の推移と推計を掲載しています。

（グラフ）65歳以上の世帯状況の推移を掲載しています。

だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。

福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

（グラフ）区別の高齢化率推計（2045（令和27）年）を掲載しています。

区ごとに高齢化率が異なるなど、住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取組が重要です。

★　ここから４ページの内容です。

地域福祉活動に関心がある人は約60％。現在、活動に参加している人は約７％

（グラフ）地域福祉活動への関心の割合を掲載しています。

（グラフ）地域福祉活動への参加状況の割合を掲載しています。

（グラフ）地域福祉活動へ参加しなかった理由とその割合を掲載しています。

地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。

「困りごとを相談する人がいない」「孤独・孤立を感じている」人がいます

（グラフ）生活する上での困りごと、悩み、不安についての選択肢とその割合を掲載しています。

地域でのつながりを回復するための取組が求められています。

★　ここから５ページの内容です。

災害時に備えた地域でのつながりづくりが大切

（グラフ）大規模災害発生時を想定した地域での備えについての選択肢とその割合を掲載しています。

見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるための取組が求められています。

虐待の通報や相談件数は引き続き高い水準

（グラフ）高齢者虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移を掲載しています。

（グラフ）障がい者虐待（養護者による虐待）通報等件数の推移を掲載しています。

（グラフ）こども相談センター（児童相談所）における児童虐待相談件数の推移を掲載しています。

虐待を早期に発見できる立場にある地域住民に対し、虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組み、虐待を未然に防止することが必要です。

★　ここから６ページの内容です。

成年後見制度利用に関する申し立て件数は近年増加

（グラフ）大阪市域における申し立て件数の推移（各年１月１日～12月31日）を掲載しています。

判断能力の低下の比較的早い段階から制度を利用するためには、成年後見制度や相談先等の周知が必要です。

コロナ禍でもさまざまな工夫で活動を継続・再開

（グラフ）コロナ禍における地域福祉活動の状況推移を掲載しています。

地域におけるつながりを回復するためにも、継続・再開のための工夫について活動者間で共有し、再び感染症が蔓延した場合等でも、人と人とがつながり続けることのできる社会の構築が求められています。

★　ここから７ページの内容です。

地域共生社会の実現

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

国の動向

◆社会福祉法改正（2021（令和３）年４月施行）

　・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築

　・重層的支援体制整備事業※の創設

※重層的支援体制整備事業とは

　包括的な支援体制を整備するための一つの手法として、　①　相談支援　②　参加支援　③　地域づくりに向けた支援　を一体的に行う任意事業

（イメージ図）社会福祉法における理念、施策、事業の関係性を掲載しています。

大阪市の方針

「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として、これまで進めてきた各分野におけるさまざまな取組について整理し、市全体で共通して取り組む事項に重点を置き、施策のさらなる充実を図ります。

（イメージ図）大阪市における包括的支援体制の整備を掲載しています。

【地域づくり】

・地域福祉活動への住民参加を促進するとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援します。

・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくり（アウトリーチ等を通じた支援）に取り組みます。

・「気にかける」や「つながる」、「支え合う」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざします。

など。

【相談支援体制の整備】

・既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的課題を抱えた世帯に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携して支える多機関協働のしくみづくりに取り組みます。

・生活困窮者自立支援制度等を通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組みます。

・研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進めます。また、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。

など。

★　ここから８ページの内容です。

成年後見制度の利用の促進

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する制度

国の動向

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016（平成28）年５月施行）では、地方公共団体に対して、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、市町村は、国が定めた計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

◆第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022（令和４）年３月策定）

2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、成年後見制度を含めた総合的な支援として権利擁護支援策を充実させていく必要があることが明記されるなど、地域共生社会の実現に向けて、さらなる施策の推進を図ることとされています。

大阪市の方針

大阪市では、国の事業整備に先駆け、1997（平成９）年から財産管理支援事業を実施し、2007（平成19）年度には市民後見人の養成等を行う「大阪市成年後見支援センター」を整備するなど、権利擁護関係事業を積極的に推進してきました。

本計画においては、国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークづくり、後見人等の担い手の育成・活躍支援等にかかる大阪市の方針を、次のとおり定め、取組を進めていきます。

・大阪市では、「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組みます。

・今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します。

★　ここから９ページの内容です。

ローマ数字の３　基本理念と基本目標

１　計画の体系

（イメージ図）計画の体系図（基本理念、基本目標、施策の方向性）を掲載しています。

★　ここから10ページの内容です。

２　基本理念

○本計画では、だれもが、同じ地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくことができる地域共生社会の実現をめざしています。それは「人権が尊重される、差別のない社会」が実現された社会と言えます。

○そのような地域共生社会をめざしていくには、地域を構成する一人ひとりの市民が、だれもが保障されている権利を当たり前に行使できる社会でなければならないことは言うまでもありません。

○どのような事情であっても社会的援護を必要としている人がいれば、その人と地域の関係が途切れないように積極的に支援する、そのような支え合い、助け合いによるつながりを基礎として地域共生社会は成立することとなります。

○住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、第１期・第２期計画を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

３　基本理念の考え方

地域共生社会をめざす基本理念には、特に大切な視点として、次の５つの視点があります。

（１）　人権尊重の視点

　特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女 共同 参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

（２）　住民主体の地域づくりの視点

　地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

（３）　ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点

　社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

★　ここから11ページの内容です。

（４）　福祉コミュニティ形成の視点

生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

（５）　多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていきます。

４　計画の基本目標

基本目標１．気にかける・つながる・支え合う地域づくり

人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

基本目標２．だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を進めます。

★　ここから12ページの内容です。

基本目標１．気にかける・つながる・支え合う地域づくり

１．住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

○世代や属性に関わらない地域での支え合い、助け合いの意識づくりに取り組みます。

○活動事例の情報を発信するなど、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。

○地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。

○地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。

○住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

○地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

主な取組

地域づくり等にかかる広報周知

ヤングケアラー・ケアラー支援

ボランティアの育成・確保

寄付文化の醸成のための取組

ICTを活用したきっかけづくりや情報提供

教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実

地域活動協議会への支援

民生委員・児童委員活動への支援

市民ゲートキーパーの養成

区社協・市社協による地域福祉活動への支援

生活支援コーディネーターの配置

地域における見守りネットワークの強化

★　ここから13ページの内容です。

重点的な取組．地域福祉活動への参加促進

取組内容

ア．地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

○地域活動、ボランティアなどの情報を広報誌やSNSなど多様な媒体を活用して発信し、より広い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。

イ．福祉に関する広報啓発

○福祉読本「ふだんの くらしを しあわせに」を引き続き配付することや、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けることなどにより、小学生をはじめとして、さまざまな世代のかたが福祉を身近に感じることができるよう理解促進に取り組みます。

重点的な取組．地域における見守りネットワークの強化

取組内容

ア．地域における見守り活動への支援

○見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。また地域住民への周知・啓発により活動の輪が広がり、さらなる担い手を育成できるよう取り組みます。

○普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日頃の見守り活動と、防災の取組との間の連携・共有等を進め、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

イ．孤立世帯等への専門的対応

○支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区の事例の検証やノウハウの共有、関係機関との合同研修会等の実施により、CSWのさらなるスキルアップと関係機関との連携強化を進めます。

ウ．認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

○認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診勧奨を行うなどの取組を進めます。

★　ここから14ページの内容です。

２．地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

○多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

主な取組

市民活動への支援

企業等の福祉活動への積極的な参加の支援

官民連携の取組

空家等対策計画に基づく取組の推進

３．災害時等における要援護者への支援

○自主防災組織による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施されるよう取り組みます。

○地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。

主な取組

災害時の的確な情報伝達のしくみづくり

施設における避難誘導等の配慮

福祉避難所の確保の推進

総合防災訓練の実施支援

災害ボランティアセンターの設置・運営等

災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり

★　ここから15ページの内容です。

基本目標２．だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

１．相談支援体制の充実

○複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を推進します。

○こどもの貧困対策として、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。

○複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開とあわせ、居場所や持ち場（役割）の確保に向けた丁寧なマッチングやコーディネートに取り組みます。

主な取組

総合的な相談支援体制の充実

生活困窮者自立支援事業

大阪市こどもサポートネット

窓口業務におけるICTの活用

福祉ボランティアコーディネーション事業

重点的な取組．複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実

取組内容

ア．総合的な支援調整の場（つながる場）の開催

○分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた世帯に対して、区保健福祉センターが調整役となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図ります。

イ．専門家等（スーパーバイザー）による支援

○複合的な課題を抱えた世帯に対し的確に支援を行っていくことができるよう、また、区保健福祉センターや相談支援機関等がスキルアップできるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等ができるしくみを引き続き実施します。

ウ．地域における見守り活動との連携

○複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら、地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進めます。

★　ここから16ページの内容です。

（イメージ図）相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制について掲載しています。

★　ここから17ページの内容です。

２．権利擁護支援体制の強化

○虐待についての知識・理解の普及啓発に努めるなど、虐待防止の地域づくりを推進します。また、虐待の専門的対応に向けた取組を進めます。

○個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進めます。

主な取組

虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進

福祉サービス提供事業者への助言・指導

成年後見制度の利用促進の取組

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

重点的な取組．虐待防止に向けた地域連携の推進

取組内容

ア．虐待についての知識・理解の普及啓発

○虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシの作成・配布等を行います。

○11月を児童虐待防止推進月間とし、重層的な広報活動（オレンジリボンキャンペーン）や、障がい者虐待・高齢者虐待の防止に向けて、地域の課題に即した講演会や研修等の実施などに取り組みます。

イ．ネットワークの構築

○支援対象児童となる前の段階において、「こどもサポートネット」や地域でのさまざまな支援活動等により児童虐待の未然防止につなげます。

○さまざまな関係機関で構成する障がい者と高齢者の虐待防止連絡会議を市と各区に設置し、虐待防止の適切な実施等に向けて機能するよう連携ネットワークの構築に取り組みます。

ウ．施設従事者等の意識の向上

○虐待を未然に防止する予防的取組として、不適切なケア・不適切なサービス提供や施設運営等への指導を強化するなど、施設従事者の意識の向上を図ります。

エ．虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

○虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別の研修等を計画的に実施します。

★　ここから18ページの内容です。

重点的な取組．成年後見制度の利用促進

取組内容

ア．権利擁護支援チームに対する支援の強化

○各相談支援機関が形成する「権利擁護支援チーム」に対し、専門職の派遣や研修等の実施により継続的に支援します。

イ．市民後見人等の担い手確保の取組の強化

○市民後見人の活動を広く周知し、一人でも多くの市民の方等にご協力を得ることができるよう取り組みます。

ウ．権利擁護支援についての理解促進

○成年後見制度の内容とメリットについて、分かりやすい効果的な広報啓発に取り組むとともに、相談支援機関等の職員に対する研修等を実施し、適切な支援が可能となるよう、意思決定支援の普及啓発を行うなど権利擁護支援の取組を進めます。

★　ここから19ページの内容です。

３．福祉人材の育成・確保

○相談支援機関の職員が施策横断的な連携・協働を図れるよう、研修の実施等により知識・技術等の向上に取り組みます。

○福祉・介護の新たな人材確保に向け、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信の取組を進めます。

○福祉専門職の育成・定着に向け、福祉・介護の職場で働く方々のスキルアップやモチベーション向上につながる取組を進めます。

○行政職員が多様な福祉ニーズに対し的確に対応できるよう、研修の実施等により、知識・技術等の向上に努め、施策横断的な連携体制の強化に努めます。

主な取組

多様な人材の確保と仕事の魅力発信

福祉専門職の育成・定着を図る取組

行政職員の育成（福祉職員の育成）

聴覚障がい者支援用音声認識アプリ導入事業

重点的な取組．福祉人材の確保・育成・定着

取組内容

ア．多様な人材の確保に向けた取組

○福祉・介護の仕事の魅力を伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進めます。

○福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備し、多様な働き方に対応した職場環境の整備や多様な人材の確保にもつなげます。

イ．福祉専門職の育成・定着を図る取組

○「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の確保・育成等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。

重点的な取組．福祉職員の育成・専門性の向上

取組内容

○福祉職員（行政職員）が専門職としての基礎となる能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施します。

○福祉職員のキャリアラダーを活用して必要な能力開発に取り組み、また計画的な人事異動や配置換えによる人材育成を推進します。

★　ここから20ページの内容です。

計画の指標

計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取組の効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

なお、第２期計画期間における状況を確認すると、権利擁護支援体制の強化に関する指標など、効果が現れているものがある一方で、地域でのつながりや地域福祉活動への参加に関する指標など、新型コロナウイルス感染症の影響等により、効果が現れにくかったと考えられるものもありました。

表は、「項目・指標」、「R1（2019（令和元）年度の状況）」、「R4（2022（令和４）年度の状況）」、「備考」の順に記載しています。

基本目標１．気にかける・つながる・支え合う地域づくり

1．住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

項目／住んでいる地域で住民同士の「つながり」を感じる市民の割合、R1／54.1%、R4／48.9%、備考／地域福祉実態調査。

項目／日常生活に関することで地域の人に手助けをしている市民の割合、R1／40.2%、R4／37.4%、備考／地域福祉実態調査。

項目／地域福祉活動に「関心がある」と答えた市民の割合、R1／58.9%、R4／57.6%、備考／地域福祉実態調査。

項目／地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合、R1／22.1%、R4／17.6%、備考／地域福祉実態調査。

項目／地域福祉活動に関する広報啓発実施回数、R1／992回、R4／1,221回、備考／地域福祉活動支援事業実績。

項目／「寄付したことがある」「したいと思う」と答えた市民の割合、R1／73.3%、R4／70.6%、備考／地域福祉実態調査。

項目／大阪市（区）社会福祉協議会におけるボランティア登録者数、R1／35,210人(平成30年度)、R4／30,354人。

項目／地域課題やニーズについて地域全体で解決に向け取り組む仕組みがある区の数、R1／17区、R4／19区、備考／旧「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」が「再構築済」である区。

項目／お住まいの地域において家族や親類以外で困りごとを相談する人がいる市民の割合、R1／68.6%、R4／64.1%、備考／地域福祉実態調査。

項目／各区社会福祉協議会による地域福祉活動に対する支援への評価（5段階）、R1／3.8ポイント、R4／3.9ポイント、備考／地域福祉活動支援事業実績。

項目／多様な事業主体が参画する協議体・ワーキングの開催回数（生活支援体制整備事業）、R1／259回、R4／582回。

項目／地域において実施されている見守り活動の認知度、R1／71.0%、R4／70.2%、備考／地域福祉実態調査。

2．地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

項目／大阪市における保健、医療、福祉の増進を図る活動をおこなっているNPO法人の数、R1／824法人、R4／810法人、備考／内閣府NPOホームページ。

項目／何らかの公益的な取組を実施していると答えた社会福祉施設の割合、R1／85.4%、R4／86.9%（中止・休止中含む）、備考／社会福祉法人における公益的な取組に係る実態調査

3．災害時等における要援護者への支援。

項目／福祉避難所登録箇所数、R1／344箇所、R4／361箇所。

項目／災害時等にひとりで避難できない高齢者世帯のうち手助けを頼める人がいない世帯の割合、R1／22.5%、R4／22.2%、備考／高齢者実態調査。

項目／家族や親族を除き、災害時など緊急時に協力を求めることができる人がいない障がい者（児）の割合、R1／26.3%、R4／29.1%、備考／障がい者(児)基礎調査。

★　ここから21ページの内容です。

基本目標２．だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

1．相談支援体制の充実

項目／「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催回数、R1／158回、R4／145回。

項目／つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数／割合、R1／33件／20.9％、R4／13件／9.0％。

項目／こどもサポートネットで支援につながった人数／割合（①　アセスメント対象者として把握した人数／割合　②　アセスメントから支援につなげた人数／割合）、R1／①　2678人／6.1％、②　1969人／73.5％、R4／①　3356人／2.0％、②　3181人／95.4％。

項目／複合的な課題を抱えた世帯を支援するために専門家による支援を受けた回数、R1／127回、R4／104回。

項目／地域福祉活動に「参加したことがある」と答えた市民の割合、R1／22.1%、R4／17.6%、備考／地域福祉実態調査。

２．権利擁護支援体制の強化

項目／虐待が疑われる状況を発見した時に必ず通報（通告）する割合、R1／27.1％、R4／28.3％、備考／地域福祉実態調査。

項目／成年後見制度の認知度（①　法定後見　②　任意後見　③　市民後見人）、R1／①　44.5%、②　21.8％、③　5.7％、R4／①　47.0%、②　22.4％、③　5.9％、備考／地域福祉実態調査。

項目／成年後見制度相談受付件数、R1／1034件、R4／1322件。

項目／成年後見制度利用申し立て支援件数、R1／1103件、R4／1120件。

３．福祉人材の育成・確保

項目／社会福祉研修・情報センターによる研修に対する満足度評価（５段階）、R1／4.4ポイント、R4／4.4ポイント。

項目／小学生向け福祉読本の活用により生徒の福祉への理解が深まったと感じる教員の割合、R1／92.0％、R4／97.4％。

★　ここから22ページの内容です。

ｍｅｍｏ

（冊子の墨字版では白紙に罫線が引いてあり、メモ用紙として使うページです。）

★　ここから裏表紙の内容です。

第３期大阪市地域福祉基本計画（概要版）

2024（令和６）年３月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201　大阪市北区中之島1-3-20

TEL：06-6208-7970　FAX：06-6202-0990

ホームページ：https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601495.html

「第３期大阪市地域福祉基本計画」概要版の内容は以上です。